

毎週火、金曜日発行（但休日、当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目 次

- ◇ 訓 令 福祉事務所処務規程の一部改正
- ◇ 告 示 身体障害者福祉法に基く医師の指定  
自衛官の第二次募集の試験期日  
自衛官の第三次募集
- ◇ 教委告示 保護文化財等の指定
- ◇ 人委規則 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正

## 訓 令

### 鳥取県訓令第十二号

福 祉 事 務 所

鳥取県福祉事務所処務規程（昭和三十年四月鳥取県訓令第九号）の一部を次のように改正する。

昭和三十一年六月十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

第五条社会係中第九号を削り、第十号を第九号とし以下、順次一号ずつ繰り上げ、同条援護係に第七号として次の一号を加え、「第七号」を「第八号」とし、以下順次一号ずつ繰り下げる。

七 民生委員に関すること

附 則

この訓令は、昭和三十一年七月一日から施行する。

## 告 示

### 鳥取県告示第二百四十七号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定に基く医師の指定を次のとおり取り消した。

昭和三十一年六月十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

診療科名 住 所

外科 米子市末広町 米子鉄道病院内

耳鼻咽喉科 " " "

内科 " " "

鳥取県告示第二百四十八号

自衛官（陸上、海上、航空）の欠員及び増員補充に伴う昭和三十一年度第二次募集の試験期日及び試験場を次のとおり定める。

昭和三十一年六月十五日  
鳥取県知事 遠 藤 茂

一 試験日時及び試験場

試験 日時 試験 場

昭和三十一年七月十四日 鳥取市東町  
午前八時三十分から 鳥取北中学校  
" " 七月十六日 倉吉市仲町  
成徳小学校

氏 名 取消理由 取消年月日

島 誠夫 辞退 昭和三十一年三月八日

松本 俊夫 " " 四月三日

井上 一夫 " " 四月十五日

須山 江 " " 五月三十一日

" " 七月十八日 米子市兩三柳  
" " 七月十九日 米子駐とん部隊

鳥取県告示第二百四十九号

自衛官（陸上、海上、航空）の欠員及び増員補充に伴う昭和三十一年度第三次募集について次のとおり定める。

昭和三十一年六月十五日  
鳥取県知事 遠 藤 茂

一 募集期間 昭和三十一年六月十六日から八月三十一日まで

二 募集年令 昭和六年十一月二日から昭和十三年十一月一日までの間に生れた男子（昭和

- 三十一一年十一月一日現在満十八才以上二十五才未満の者）
- 三 志願票提出先 志願者の現住所の市町村役場
- 四 試験期日 九月二十一日から十月五日までのうち  
れか一日
- 五 試験場所 鳥取市、倉吉市、米子市の三箇所  
なお試験の日時及び試験場は試験期日前に志願者に通知する。

種別	名 称	員数	寸法、材質、その他	所在の場所	所 有 者
----	-----	----	-----------	-------	-------

鳥取県 保護文化財

建造物 永昌寺十三重塔 一基 石造十三重塔 高一丈三尺 倉吉市岩倉  
八寸七分 代表者 富森一雄 倉吉市岩倉

彫刻 木造稻荷像 一軀 一尺九寸 下田中 勝宿神社 代表者 吉田武久 下田中

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十九号

鳥取県文化財保護条例（昭和二十七年四月鳥取県条例第十三号）第六条の規定により、昭和三十一年五月三十日鳥取県保護文化財、鳥取県指定史跡及び鳥取県指定天然記念物に次のとおりそれぞれ指定した。

昭和三十一年六月十五日

鳥取県教育委員会  
委員長 大島 高 藏

種別	名称	寸法、その他	所在地	氏名又は名称	住所
工芸品	古三彩鉢皿	一箇 径八寸二分五厘	東町	代表者 吉田武久	東町
古文書	山名氏尼子氏文書 附尼子経久肖像画 一巻	一巻	和田	代表者 定光寺 妻藤徳祐	和田
建造物	赤碕塔	一基 石造高九尺九寸一分	東伯郡赤碕町	代表者 赤碕町 三好久義	東伯郡赤碕町
彫刻	不入岡の石仏	一箇 同一石材に彫刻二軀 高三尺三寸 巾二尺六寸五分	倉吉市不入岡	代表者 国分寺 中垣英臣	倉吉市国府
"	木造空也上人像	一軀 三尺修行姿	東伯郡東伯町別宮	代表者 転法輪寺 見上金潤	東伯郡東伯町別宮
"	木造四天王立像	二軀 五尺、三、五尺檜材	矢下、仁王堂	代表者 大字矢下 山本義雄	矢下
工芸品	梵鐘	一口 青銅製 高三、二尺 口径一、六尺	倉吉市仲之町	代表者 長谷寺 奥野覚忠	仲之町
考古資料	壇輪人物	一箇 一尺三寸三分	福山	代表者 上小鴨小学校 池田政健	福山
彫刻	伯耆国文寺石仏	五軀 安山岩 高一尺三寸二分 二尺九寸八分、巾一尺	国府	代表者 社小学校 石田亮	国府
二史跡	跡				

種別	名称	寸法、その他	所在地	氏名又は名称	住所
鳥取県指定史跡	石塚廢寺塔跡	塔心礎石 長径七尺六寸、短径六尺九寸四分 円柱孔径二尺三寸二分 深四寸一分	倉吉市石塚字平ノ前三一七	海地文雄	倉吉市石塚
"	福庭古墳	横穴式石室前後二室 間口八、三 尺 奥行二二尺	福庭字植ノ木六五三	波々伎神社 代表者 船越正道	福庭
鳥取県指定天然記念物	東伯町の大イヌガシ	主木目通り 周囲四、五二米、高八、八米 従木二、六五米八、三米	東伯郡東伯町別宮字とふ田五八	代表者 山根律蔵	東伯郡東伯町別宮
"	転法輪寺の大イチョウ	目通り 周囲五、三米高二七、三米 四七二	転法輪寺	代表者 見上全潤	"

### 人事委員会規則

職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十一年六月十五日

鳥取県人事委員会

委員長 中本 覚 蔵

### 鳥取県人事委員会規則第九号

職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特種勤務手当の支給に関する規則（昭和二十七年鳥取県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第十条の次に次の一条を加える。

